

「ご契約のしおりー約款」の改定について

ご契約のしおりおよび特約条項につきましては、一部が改定となります。  
次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、「ご契約のしおりー約款」  
(2021年4月作成) および保険証券とあわせて保管ください。

## 1. ご契約のしおり

「Ⅲ. 4 災害保障付外貨建終身保障移行特約」における「イ. 災害保障付外貨建終身保障について」の〈お支払いの対象となる感染症〉の記載を次のとおりとします。（55ページ）

### 〈お支払いの対象となる感染症〉

- お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
- ◆ コレラ
  - ◆ 細菌性赤痢
  - ◆ ジフテリア
  - ◆ クリミア・コンゴ出血熱
  - ◆ エボラウイルス病
  - ◆ 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）
  - ◆ 腸チフス
  - ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
  - ◆ 急性灰白髄炎（ポリオ）
  - ◆ マールブルグウイルス病
  - ◆ 痘瘡
  - ◆ パラチフスA
  - ◆ ペスト
  - ◆ ラッサ熱

（注）新型コロナウイルス感染症<sup>⑤</sup>は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) 感染症予防法<sup>⑥</sup>第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

#### ⑤新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

#### ⑥感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことです。

## 2. 災害保障付外貨建終身保障移行特約

〈1〉「別表2 対象となる感染症」を次のとおりとします。（132ページ）

### 別表2

#### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04

（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症 2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること